告示

埼玉県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大里用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　就任

職名	氏名	住所
理事	夏目亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	田口英樹	同　行田市大字持田五千八百四十六番地
同	中田安雄	同　熊谷市久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同　小島三百七十六番地
同	塩原武夫	同　上奈良六百七十九番地一
同	水野　明	同　御正新田千百三十七番地五
同	久保田修司	同　万吉二千二百二十七番地
監事	小沼浩之	同　下増田七十九番地
同	大﨑　進	同　上中条四百六十番地
同	久保　勝	同　佐谷田三百五十九番地二
同	棚澤弘次	同　行田市大字下池守五百八十九番地一

二　退任

職名	氏名	住所
理事	夏目亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	田口英樹	同　行田市大字持田五千八百四十六番地
同	中田安雄	同　熊谷市久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同　小島三百七十六番地
同	塩原武夫	同　上奈良六百七十九番地一
同	水野　明	同　御正新田千百三十七番地五
同	久保田修司	同　万吉二千二百二十七番地
監事	小沼浩之	同　下増田七十九番地
同	大﨑　進	同　上中条四百六十番地
同	関口幸一	同　佐谷田三千三百四十七番地